

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

鈴鹿市立井田川小学校

〇はじめに

「学校いじめ防止基本方針の策定にあたって」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、「どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められます。

また、いじめを生まないためには、社会全体で児童一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

そのため、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要です。

また、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められます。

いじめの問題には、学校・家庭・地域が一体となって児童を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

本校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめの防止」等、いじめのない学校づくりを推進していくために、今まで学校が取り組んできたことや今後大切にしていける取組についてまとめるとともに、いじめの問題を早期発見し早期対応するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義について

(いじめ防止対策推進法第2条)

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 具体的な「いじめ」の態様について

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめの未然防止について

いじめは、どの児童にも起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要です。

そこで、学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、日常的に互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。

学級活動等においては、いじめの問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童が互いを尊重し、生命や人権を大切にする取組の充実に努め、その場合には、児童の発達段階に応じた主体的な取組を系統的に行います。また、児童の自己肯定感、自己有用感、充実感を高め、社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。

支援が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに必要に応じて、保護者や周囲の児童に対してその特性の理解を促す取組を行います。

教職員研修を実施し、いじめの問題への認識を深め、人権感覚を高めます。

いじめは、児童だけの問題ではなく、社会が抱える様々な問題等も影響していることにも目を向け、いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域、関係機関等と連携した地域ぐるみの取組が推進させるよう、普及啓発に取り組めます。

(4) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめの問題に迅速に対処し、早期に解決する上で重要で

す。そこで、ささいな兆候であっても軽視せず、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知します。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、相談窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。

児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。その際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市等へ情報提供又は通告し、児童相談所等と連携しながら対応します。

教職員相互で児童の様子について情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えます。学校と地域・家庭が連携して児童を見守っていきます。

(5) いじめへの早期対応について

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。

特に、いじめられる児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得て心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行います。また、いじめたとされる児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて外部専門家の協力を得ながら、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。

さらに、児童が、いじめをとめたり、いじめを知らせたりといったいじめの問題への主体的な態度や行動については、正當に評価し、正しい行動や正義が貫かれる学校風土づくりに生かしていきます。

一方、事実関係の究明には、いじめたとされる児童だけでなく、保護者や周りの児童等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。いじめへの早期対応及び迅速な解決には、学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全体で組織的に対応します。また、教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。

学校は、いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行います。

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3か月）継続している。
- ② いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが面談等により確認されている。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校は、いじめが解消に至るまでいじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します

(7) いじめの再発防止について

教職員は、いじめが発覚した際の指導により解決したと即断することなく、いじめられた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じた必要な指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

(8) インターネットや携帯電話等の利用

情報化社会の発展に伴い、児童にインターネットや携帯電話等が普及するとともに新たなコミュニケーション手段として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したネット上のいじめへの対応が求められています。ネット上のいじめは潜在化し、目に見えないところで拡散する危険性が高いとともに、発見しても容易に削除することができないといった困難さがあります。そのため、児童には、インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法を学ぶ情報モラル教育を推進します。

また、インターネットや携帯電話等の所持や利用に際してのルールづくりといったことは、家庭での教育を中心とし、学校、家庭が共通理解を図りながら取り組んでいきます。さらに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見及び対処については、児童や保護者等との連携協力を図るとともに、市や市教育委員会の取組も活用しながら対策を講じていきます。

(9) 児童に育みたい力

全ての児童に、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを見逃さず、許さない力を培う必要があると考え、互いを認め自他の命を尊重する心や互いの個性及び人権を尊重する心を育む等、共に支え合う力を培うとともに、いじめの問題に毅然と向き合い、いじめを制止・告発する等、いじめの問題の解決に向けて主体的に行動できる力を育みます。

特に、低学年は、集団を形成しようとする時期でもあります。そこで、友だちとの集団遊びや体験活動の中での些細なトラブルや言葉が、いじめの芽にもつながることに留意し、友だちを傷つけないこと等、よりよい人間関係を形成する力や友だちを思いやる心を育むとともに、社会生活上のきまりが確実に身につけられるよう繰り返し指導していきます。

一方、高学年は、特定の友人と親密なかかわりを持つようになるとともに集団内の親密性や集団外への排他性が高まる時期でもあります。そこで、この時期の児童

には、自己確立や自立した個人の育成はもちろん、共感する力やコミュニケーション力、規範意識、自他の人権及び命を守る行動をする力等を育んでいきます。

また、携帯電話等の所持が広がる時期でもあることから、携帯電話等による潜在化したいじめの問題にも留意し、携帯電話等の情報機器の利用モラルやマナーなどを身に付けさせていきます。

(10) 家庭の役割について

保護者は、児童の教育について第一義的責任を有しています。そのため、必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることとされています。そこで、保護者には、いじめは絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方等について、我が子に責任をもって教えるよう促します。また、家庭での子どもの日常生活に関心を持ち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気作りに努めていただくことも働きかけます。さらに、携帯電話等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルール作り等と呼びかけます。

(11) 学校・家庭・地域との連携について

児童を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童等の課題も多岐に及ぶとともに深刻化・複雑化しており、児童が健やかに成長し、社会で必要とされる人権感覚を身に付けていくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、これまで以上に重要となっています。

そこで、学校は、いじめの問題への基本的な方針や指導計画等をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともにいじめの問題の重要性について、児童、教職員、保護者、地域住民に醸成を図ります。

いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では、家庭訪問等を通じて、保護者との緊密な連携を図り、保護者と協力して解決に当たります。

また、学校運営協議会においていじめの問題を取り上げ、学校、家庭、地域が相互に連携協力した対策を推進します。

さらに、保護者や地域住民とは、学校行事や地域行事等を通じて積極的に交流を深めるとともに学校支援ボランティアへの参加を促進し、地域の子どもの交流を深め、地域全体で児童を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組めます。

(12) 放課後等の活動団体との連携について

いじめは、学校内だけの問題ではなく、学童クラブ、スポーツ少年団活動等、児童が学校の教育課程外で参加する様々な活動場面で起こり得る問題です。

このような教育課程外での活動であっても児童の人間関係等は、学校生活と密接に関係しているとの認識を持ち連携した対応を行います。

(13) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応では、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、直ちに教育支援課、関係機関に報告し、連携した対応を講じます。犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察へも通報し連携した対応を行います。

日頃から、市教育委員会、子ども政策部、警察、白鳥中学校区の学校等の関係機関と情報共有を行います。

(14) 教職員の資質向上

教職員研修を行い、教職員の資質向上を図ります。

(15) 日常の点検と評価

学校は、自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い、児童や保護者、地域住民等の意見や評価も取り入れながら、取組の改善に努めます。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

学校いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

校長、教頭、生活指導部会担当、人権教育部会担当、該当する児童の関係教職員（必要に応じて、スクールカウンセラー等とも連携する）

(3) 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有等
- ・ いじめの事実を確認し、対応策の作成
- ・ 当該する児童への指導、当該する児童の保護者への対応
- ・ 学級等、当該集団への指導体制の強化と支援
- ・ 外部組織への協力要請、警察への通報の判断
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析（学期1回）

(4) 組織的な対応

いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行います。いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。

「情報の把握 → 学年担任・生徒指導部・管理職等への報告 → 初期対応の確認
→ 全教職員の情報共有 → 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡
→ 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践」

いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱

われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。

いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

(いじめ防止対策推進法第28条)

- ① いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。

 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組む。なお、いじめを受けたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処する。

(2) 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告します。また、市教育委員会が、児童や保護者及び地域住民等から、直接、重大事態の発生に関する情報を得た場合や、学校から市教育委員会に報告したいじめが、重大事態と認められる場合には、市教育委員会からの指導の下で対処します。

(3) 重大事態の調査

学校は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行います。

また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会に参加します。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策委員会を調査を行うための

組織の母体とします。市教育委員会の指導、助言のもと調査を行います。また、調査に当たっては、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。

なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、市教育委員会又は学校は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会や学校いじめ防止対策委員会に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、万が一、児童が自殺等により亡くなった場合、事実の分析評価等に高度の専門性が必要となるため、市教育委員会又は学校が主体となる調査のみならず、有識者による第三者委員会を設置し、詳しい調査や実態把握を進めることとします。

調査を進める際、いじめを受けた児童生徒の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめを行った児童との接触を絶ち、必要な場合にはいじめを行った児童に対して出席停止の措置を講じる等して、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童の背景を把握して指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめを受けた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

（４）調査結果の提供及び報告

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学

校がどのように対応したか等) について、児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に対して隠すことなく説明します。